

◇一橋大学フェアレイバー研究教育センター連載③

「労働ビッグバン」とグローバリゼーション —オルタナティブの模索(上)

田端博邦 元東京大学教授

目次

- 1 はじめに
- 2 グローバリゼーションをどう考えるか
- 3 経済のグローバル化と国際競争力
 - (1) グローバリゼーションの批判と政策の批判
 - (2) グローバリゼーションと政治的・制度的条件
 - (3) ビッグバン・アプローチの起源
- 4 規制緩和とグローバリゼーション
 - (1) 市場主義とネオ・リベラリズム
 - (2) ネオリベラル・グローバリゼーション
- 5 グローバリゼーションと国内制度の規制緩和
 - (1) グローバリゼーションの諸結果
 - (以上、本誌本号)
 - (2) オルタナティブの可能性(以下、本誌一六六〇号)
 - (1) スティグリッツの提案
 - (2) ILOのオルタナティブ
 - (3) ITUC(国際労働組合総連合)の運動方針

1 はじめに

二〇〇六年一一月三〇日に出された経済財政諮問会議の民間議員ペーパー「複線的でフェアな働き方に―労働ビッグバンと再チャレンジ支援」において、「労働ビッグバン」という言葉がはじめて登場した。聞きなれた言葉である「金融ビッグバン」につづく「ビッグバン」である。いうまでもなく、「ビッグバン」はすべてのことがらを始めからやり直そうという意味をもつてている。ILOが組織した「グローバリゼーションの社会的次元に関する世界委員会」の報告『公正なグローバリゼーション—すべての人に機会をつくる—(Fair globalization: Creating Opportunities for All)』(二〇〇四年、ILO)。以下、引用は英文から)によれば、「民営化、……国家の役割の縮減、市場の役割の一般的拡張の国内政策」をともなったグローバル経済における「貿易、投資、金融政策の広範囲な

(fair-reaching)自由化」の政策が、「ビッグバン・アプローチ」と呼ばれるものにほかならない(五七頁)。民間議員ペーパーが提案する「労働ビッグバン」も、そのような「ビッグバン・アプローチ」のひとつである。つまり、「労働ビッグバン」とは、労働・雇用の分野における「広範囲な自由化」をめざすものであり、その意味で、これまでの労働における規制緩和政策をさらに広範囲に徹底して行なうということを意味している。

民間議員ペーパーにもとづいて、一二月には、この「労働ビッグバン」の政策を具体的に検討するための労働市場改革専門調査会が設置された。専門調査会は、一〇年ほどのタームで労働市場改革を検討することとされ、今年二〇〇七年の四月に第一次報告「働き方を変える、日本を変える—ワークライフバランス憲章の策定」を公表した。この報告書は、「労働ビッグバン」の言葉が登場しないこと、労働時間短縮や就業率の向上のための数値目標を掲げたことなどによって注目され、また、この数値目標の考え方には、翌月に提出された規制改革会議労働タスクフォースの意見書「脱格差と活力をもたらす労働市場へ—労働法制の抜本的見直しを—」によって批判されたことも注目された。「労働ビッグバン」の議論は挫折したのか、あるいはまだ議論の緒についた段階なのか、様々な面から検討すべき点は多い。しかし、これらの点については本稿では取り上げない。

本稿で問題にするのは、この民間議員ペーパーやその後の展開（労働市場改革専門調査会などの動向）ではなく、こうした「労働ビッグバン」の背景をなしているグローバリゼーションをどのようにとらえるか、ということである。

また、先述の世界委員会の報告『公正なグローバリゼーション』などのオルタナティブの提案についても取り上げることにしたい。この報告は、「ビッグバン・アプローチ」を「今日では、それが誤りであった」ということが広く承認されている（五七頁）と批判しているからである。その意味で、本稿の考察は、日本の「労働ビッグバン」を検討するための序論的作業として位置づけられる。

2 グローバリゼーションをどう考えるか

(1) 経済のグローバル化と国際競争力

労働市場改革専門調査会の第一次報告は、企業をとりまく経済環境の変化として「グローバル化に伴う国際競争圧力の強まり」を挙げている。「こうした国際競争圧力の高まりは、製造

なお、「労働ビッグバン」構想では、グローバリゼーションと並んで、少子化・人口減少による労働力不足への対応がもう一つの重要な政策動機となっているが、これについては本稿で扱うこととはできない。

なお、「労働ビッグバン」構想では、グローバリゼーションと並んで、少子化・人口減少による労働力不足への対応がもう一つの重要な政策動機となっているが、これについては本稿で扱うこととはできない。

業を中心とした我が国の企業に、選択と集中に基づく事業の再構築を迫り、一方では海外への直接投資の拡大を通じた新たな国際分業関係の展開を迫るとともに、他方では国内に残る事業において、これまで以上の生産性向上と高付加価値化を求めるものになつていて（報告書五頁）、というのである。そして、IT技術革新の開発と実用化を迅速に進めることができ「グローバル化のなかで競争力を維持するために」必要であり、また、企業の雇用コストを軽減することも必要である（報告書では、「企業が雇用を保障するためのコスト負担が大きくなっている」）、とされている。ここには、グローバリゼーションのもとでの（企業の）国際競争力の強化が「労働市場改革」の、労働需要側（企業）からみた最大の課題であることが示されている。同様の認識は、経済団体の政策方針のなかにも明らかである。日本経団連の基本政策によれば、「グローバル化の進展」と「人口減少と少子高齢化の進行」が「今後一〇年間に予想される潮流変化」の基本的要素にはかならない（日本経済団体連合会「希望の国、日本—ビジョン二〇〇七」二〇〇七年）。グローバリゼーションは、「労働ビッグバン」の必要性を根拠づける客観的な条件として、かつまた避けることのできないものとして認識されているといつてよい。

しかし、グローバリゼーションに関するこのような認識、つまり、グローバリゼーションは不可避的な現象であり、したがって、これに対

応するための規制緩和や構造改革が当然正しい政策であり、これ以外の選択肢はない、という認識は正しいのであろうか。

(2) グローバリゼーションの批判と政策の批判

このようなグローバリゼーション＝市場化政策を不可避とする議論に対し、これを強く批判する議論もある。グローバリゼーションに反対し、これを阻止しようとする運動は、当然、グローバリゼーションを不可避ではない、その意味でこれを排除しうるものと見ていくといつてよいであろう。「別の世界が可能だ」という世界社会フォーラムで掲げられたスローガンは、人権や環境の保障される「別の世界」がどのようなものであるかはいまだ明らかではないとしても、現在進行形のグローバリゼーションは拒否しうるものとのみなしていいるのである。別の観点から、しかし同様にグローバリゼーションに全面的に反対する議論もある。先進国労働者の雇用を守るために外国人労働者の流入に反対したり、保護貿易主義の復活を要求する議論や国民国家の固有の自立性を守るべきだというナショナリズムの議論がそれである。ここでは、グローバリゼーションに代わる国民経済の自立が可能であるとみなされている。

さらに、もうひとつ、グローバリゼーション自体を否定するのではなく、そのあり方を批判する議論も存在している。ジョセフ・ステイグリッツが「論争点はもはや、グローバリゼーシ

ヨンに賛成か、反対かではない」(Joseph Stiglitz, *Making Globalization Work*, 2006) どころか、グローバリゼーションの進行はそれ自体として不可逆の過程として前提とされている。問題は、そのグローバリゼーションのあり方だということになる。ステイグリツのこの本の書名のとおりに「グローバリゼーションをワークさせる」とこと、つまり、現在のグローバリゼーションの「ワークしていない」状況(途上国の貧困や先進国との格差の拡大、先進国内の生産労働者の失業など)を克服することが必要であり、また可能であるということが主張されている。前述の『公正なグローバリゼーション』も基本的には同一線上にある。そこでは、グローバリゼーションの否定ではなく、「公正な」グローバリゼーションが構想されているのである。ILOの『ディーセント・ワーク(Decent Work)』(一九九九年)が「グローバル経済に人間の顔を与える」というのも同様である。現実に進行しているグローバリゼーションには「人間の顔」がない、というわけである。つまり、こうした議論は、グローバリゼーションの現状を批判し、より良いグローバリゼーション、より公正なグローバリゼーション、より人間的なグローバリゼーションをめざすということになるのである。

この二つの批判論は必ずしも相互に排斥しあう関係はない。グローバリゼーションの現状を批判し、拒否するという点では一致しているからである。また、いずれも、いまだ議論の次

元にあるので、実際にこのような現状のグローバリゼーションに代わるより人間的なグローバリゼーションが可能か、どのようにして可能か、という点は未知数の段階にあるといってよいであろう。しかし、このような議論のあり方が、グローバリゼーションをどのようにとらえているのか、という点はもう少しつきりさせておくことが必要である。

『公正なグローバリゼーション』によれば、「グローバリゼーションの鍵になる特徴は、国際貿易の自由化、対外直接投資(FDI)の拡大、

国境を越えた大量の資金流通にある」ということが広く認められている。これはグローバル市場における競争の激化に帰結しており、……また、これは以下の二つの基本的な要因の結合から生じている。つまり、国際的な経済取引に関する国境を越えた大量の資金流通にある」ということが広く認められている。これはグローバル市場における競争の激化に帰結しており、……また、これは以下の二つの基本的な要因の結合から生じている。つまり、国際的な経済取引に関する

議論のロジックは、グローバリゼーションを所与の前提として、政策をそれに対して受動的なものとしているからである。さらにいえば、この議論では、グローバリゼーションは自由市場のグローバル化とイコールである。自由市場の世界化に対応して、国の政策は自由貿易主義と国内制度の市場化の政策をとらなければならない、というのである。

これに対しても、『公正なグローバリゼーション』がとる立場は、自由市場の世界化としてのグローバリゼーションは、情報・通信技術や輸送手段の飛躍的な技術革新という技術的な、あるいは物質的な要素とともに、各政府の貿易自由化の「政策決定」といういわば意識的・人為的な要因によってもたらされている、というものである。ここからは、様々な技術革新によって経済活動のグローバル化が広がると

インパクトがそれである」(*A Fair Globalization*, p.24)。つまり、今日の「グローバル競争」をもたらしているグローバリゼーションは、自由貿易主義の政策とITなどの技術革新の二つの基本的な要因によつてもたらされている、というのがここで観察である。グローバリゼーションのこうした考え方は、グローバリゼーションと自由化政策との関係について、前述の規制緩和論(ひいては「ビッグバン」論)とは対照的な見方をとつていていることになる。後者の議論が、自由化・規制緩和をグローバリゼーシ

いう実物経済のグローバル化の可能性とそのようなグローバル化の可能性に対しても、どのような問題が対置すべきかという問題が区別しうる」と、前者が自然的・必然的現象であるのに対して後者は人為的・政治的問題であるという解釈が導かれうる。この文書においてこのような分析が明確に示されているわけではないが、こうした解釈を前提にして、技術的発展によって不可避的に生じる、そしてそれ自体は必ずしも好ましくないものではなく、むしろ人間の幸福につながりうる経済の発展（経済のグローバリゼーション）を、望ましい方向にコントロールすることができるはずである、という認識が導かれるのである。

したがつて、この立場からすれば、自由化や市場化の政策は、自然的なグローバル化によつて不可避になつたものではなく、ひとつの意識的に選択された政策にほかならないということになるのである。そして、こうした市場主義的な政策が選択されたことによつて、今日あるようなグローバリゼーションが生じたのであり、さらにいえば、こうした政策選択は市場に親近的な、あるいは市場主義的な経済理論の有力化によって実現した。「過去二〇年の間ににおける市場主義的な経済理論（pro-market economic doctrines）の興隆は、グローバリゼーションの発生にとっての基盤をつくるうえで重要な役割を果たした」（*A Fair Globalization*, p.32）といふのは、このよくな意味においてである。

(3) グローバリゼーションと 政治的・制度的条件

『公正なグローバリゼーション』が指摘するように、グローバリゼーションの原因を技術的な要因と政策的な要因とに求めることができる。とすれば、グローバリゼーション（のあり方）は人為的に操作可能なものであるということになる。あるいは、今日のグローバリゼーションは、人為的な政策の結果でもあるということができるのである。

この報告書の見方は、おそらくそう誤つてはいない。簡単に、グローバリゼーションにいたる過程を振り返つてみよう。

今日のグローバリゼーションの以前にも、一八八〇年代から一九二〇年代までのグローバリゼーションの時代があつたという議論が比較的一般的である（たとえば、Robert Gilpin, *The Challenge of Global Capitalism*, 2002）。一九三〇年代から一九七〇年代までは貿易依存度が低くなり、世界の経済活動は国民経済の枠組みのなかで主として展開したことになる。保護主義が強まり、ケインズ主義的な政府介入や福祉国家的制度が発展した時期である。一九八〇年代以降に、今日のグローバリゼーションの時代に入るが、それは、GATTにおける反復された貿易自由化交渉による関税率の引下げや外貨取引や資本投資の自由化によって可能となつたものにほかならない。対GDP比貿易比率の

上昇、海外直接投資の急増、国際的な金融取引の膨張など、「グローバリゼーション」の指標となる経済現象が可能となつたのは、貿易や資本取引に関する各国の制度が自由化され、国際取引の自由度が高められたからなのである。高い関税率や外国資本の投資規制が厳しいような状況のもとでは、「グローバリゼーション」は可能ではなかつたであろう。その意味で、経済活動のグローバル化、市場の世界化は、たしかに国際取引に関する各国の制度のあり方に依存しているのである。

しかし、反面で、国際取引に関する各国の規制が緩和され、制度的に自由な取引が可能になれば、経済活動がかなりグローバル化するというわけでもない。生産力の発展や情報・通信技術の革新などは、今日の「グローバリゼーション」の物的な原動力である。とくに多国籍企業に発展した製造業企業や金融機関は、その自由な活動領域の拡大（自由市場の拡大）を求めて、貿易・金融制度の「自由化」を求める政治的力になつたのである。各種制度の自由化政策、貿易自由化交渉そのものが、対立する利害を背景とした政治的交渉となつた。GATT・WTO、IMFなどが自由化に果たした影響も強い。グローバリゼーションは、このよくな政治的交渉と決定の結果でもあるのである。

このよくな政策・制度、政治的決定の役割の重要性に着目すれば、グローバリゼーションの展開におけるこれらの政治的ファクターに改め

て注目する必要があるということになる。『ぐく一般的にいえば、「経済のグローバリゼーションは、さまざまな政治的、経済的、技術的進展によつて主導されてきた』(Gibson)のである。

ところで、これまでグローバリゼーションについて、「今日のグローバリゼーション」、「現在のグローバリゼーション」などという表現を使つて、現在進行中のグローバリゼーションを指してきた。現在のグローバリゼーションとは異なるグローバリゼーションの可能性がありうる(「公正なグローバリゼーション」、「人間的なグローバリゼーション」など)という議論を念頭に置いてのことである。そして、そのような可能性がありうるということは、政治的決定、政策的決定によつてグローバリゼーションのあり方を変えるということを意味するにほかならない。

そのようなオルタナティブが可能かといふ問題は十分に議論する価値があるが、ここで重要なことは、このような見地に立つなら、現在のグローバリゼーションがひとつ政策選択に乗つているということである。そして、その政策選択とは、「公正なグローバリゼーション」がいうように「市場主義的な経済理論」をベースにしたものにほかならない。その意味で、「現在のグローバリゼーション」は、「ネオリベラル・グローバリゼーション」ということができるのである。

そこで、まず問題にすべきは、そのような不

オリベラル・グローバリゼーションがどのようにして形成されたのか、ということである。

* もつとも、政治的決定によつて、任意にグローバリゼーションのあり方が決定されるわけではない。現在のグローバリゼーションをリードした新

自由主義的な政策選択も、政治家・官僚などの政策決定主体が主觀的にそうした選択をなしたわけではない。現在のグローバリゼーションを主導したのは、生産活動の拡大や情報技術の発展などによる事実上の市場の拡張傾向、企業の多国籍企業化などの実態である。したがつて、政治的選択とそれともなう論争は、そうした資本・企業活動の拡大傾向と国民経済的な制度の枠組みとの衝突を表現するものにほかならない。

3 “ビッグバン・アプローチ”の起源

(1) 市場主義とネオ・リベラリズム —規制緩和とグローバリゼーション—

「貿易、投資、金融政策の広範囲な自由化」をめざす“ビッグバン・アプローチ”は、グローバルな経済を自由市場のルールによって構成することを目指としている。それは、グローバリゼーション一般ではなく、経済のグローバリゼーションを自由市場のルールのもとに置くといふ、意識的な政策や制度的改革の意味を含んでいる。“ビッグバン・アプローチ”(自由化・市

場化の政策)は、グローバリゼーションを、ネオリベラルな観点から推進する政策にほかならない。IMF、WTOなどの“ワシントン・コンセンサス”は、そうしたアプローチを代表する考え方であつたといえる。

すでによく知られていることであるが、こうしたネオ・リベラリズムの起源は、まず、先進国での国内政策において生じた。イギリスのサッチャー政権のネオ・リベラリズムがそれである。しかし、さらにそのネオ・リベラリズムの起源を尋ねるなら、先進国経済がそれまでの成長システムに機能不全(stagflation)を生じたからであり、それによって、それまでの経済政策をリードしてきたケインズ主義の経済理論に対する批判が高まり、これに代わる理論、新古典派の経済理論が台頭していったからである。他方、国際経済関係においては、自由貿易主義が公式の理論であったが、為替レートを固定したブレトンウッズ体制のもとで、各国の独自の経済政策を可能にするような為替管理や関税政策が六〇年代末まで続いていた。七〇年代のドル危機に発するブレトンウッズ体制の崩壊、フロート制への移行は、各国の経済政策・金融政策の国際的な連動性を高め、為替投機を含む国際的な金融市场の拡大をもたらした。先進国内のケインズ主義的政策と国際経済システムの枠組みは、七〇年代にいづれも動搖・解体することになつたのである。ネオ・リベラリズムは、国内・国際両面の経済変動に対応して、ケイン

ズ主義の経済理論、経済政策に代わるものとして登場した。よく知られた、しかし重要なこの時期における政策思想の転換について詳しく述べることはできない。ただ、ここでは、グローバリゼーションのとらえ方とも関連する、ケインズ主義と新古典派またはネオ・リベラリズムとの考え方の重要な違いについてだけ補足的に述べておきたい。両者の差異については様々な点を指摘することができるが、おそらくもっと重要な点は、経済を人為的に操作可能なものとみるか否かという点にあるといってよいであろう。

世界大恐慌を経験してケインズが主張したところからの要点は、恐慌や失業が一国経済の需要不足によって生じることがあり、またそうした需要不足は公共投資や金融政策によって解決することが可能であるということであった。すなわち、ケインズ主義の要点とは、放置すれば好況と不況の変動を免れない市場経済を、政府の経済政策によって制御することが可能であるということ、市場経済を自然的な運行にまかせることによって生じる破局を人為的に制御・防止することができるということであった。経済は人為的に統御しうる、という考え方方が根本的な着想になつてゐるのである。これに対して、七〇年代以降に台頭した新古典派の経済理論においては、経済を人為的に統御することはできない、かりに政府が人為的にこれに介入するとどうしても、それは初期の目標を実現できないだけで

なく、経済の効率的な運行を妨害することになる、市場経済は、市場の自由な運行に委ねるのがベストの方策である、と考える。ネオ・リベラリズムの理論的な支柱になつたハイエクによれば、市場が形成する「自生的秩序」が、自由と効率を実現する最適の道にほかならないのである。こうした考え方の根本をなしているのは、自由な市場の機能、能力に対するほぼ絶対的な信頼である。

このようなケインズ的思想からハイエク的思想への転換が、七〇年代から八〇年代に多くの先進国の内部に生じた。サッチャヤーレーガンなどのネオ・リベラリズムの政権やアメリカ経済学における主流の転換は、その顕著な例である。それだけでなく、九〇年代のブレアーポークのようないくつかの社会民主主義の政権によつても、自由市場を基本とする「第三の道」が選択されたよう、八〇年代から九〇年代に先進各国の政府は、市場主義的な政策スタンスをとるようになつたのである。ネオリベラルなグローバリゼーションは、こうした先進各国のネオ・リベラリズムを基礎に展開することになるのである。

(2) ネオリベラル・グローバリゼーション

「グローバリゼーション」という言葉が人口に膾炙するようになつたのは、八〇年代半ばまたは九〇年代はじめであるといわれている。この時期には、八〇年代末から各国で進んだ金融自由化、インターネット技術の発展、社会主

義圏の崩壊などが競合して、「自由市場のグローバル化」(ロシア・東欧圏の自由市場化)、「グローバル金融市場の形成」などをもたらした。

また、八〇年代半ばからは海外直接投資の拡大、企業活動のグローバル化が進んでいる。他方、「グローバル市場」の自由化をめざしたウルグアイ・ラウンド(一九八六～一九九四年)は、各国・地域の関税引下げを進展させると同時に、WTOの設立(一九九五年)を実現した。世界経済の「グローバル化」と「自由化」とが同時に進行したのである。

国際経済の自由化、市場化を推進した考え方には、国内経済におけるネオ・リベラリズムと基本的に同一である。世界銀行の実務を経験したスティグリツが、IMF、世銀などのテクノクラートが「新古典派」経済理論を聖典として政策立案を行なつていると指摘している(*Joseph Stiglitz, Globalization and Its Discontents, 2001*)。ように、国際経済関係における自由な取引(自由貿易)と各国経済における自由市場が、世界経済のルールや制度を形成する国際機関の考え方(「ワシントン・コンセンサス」)であったのである。その自由主義的な考え方によれば、自由な貿易は当事国双方に利益を与える、したがつて、グローバルな市場における自由貿易は世界のすべての関係諸国の利益を増大させるはずである、というものであった。そして、IMFがコンディショナリティをつうじて途上国の経済制度の自由化・市場化を求めるとき、その

理論的な根拠は、自由市場がもつとも効率的である、というものであった。

ステイグリツツが近著（前出の *Making Globalization work*）で言うように、最近では“ワシントン・コンセンサス”が誤りであったといふ認識が IMF 等の専門家の間で広がっている

とすれば、それは、世界経済のルールや制度が必然的に自由市場的なもの（より率直にいえば、硬直的な市場原理主義的なもの）でなければならぬわけではない、ということを示している。逆にいえば、世銀、WTO、IMF などの機関は、意識的な政策選択の結果として、自由原理主義的な政策を展開してきたということになるのである。グローバルな市場の形成による貿易や資本投資の増大は、そうしたネオリベラルな枠組みのもとで展開してきたのである。「公正なグローバリゼーション」に掲載された資料によれば、各國の平均的関税率は、地域によって異なるが、南アジア、ラテンアメリカ、東アジア、サブサハラの地域で八〇年代から九〇年代にかけてかなり急速に低下しており、FDI に関する各国の規制緩和も九〇年代に大きく進んでいる。そして、そうした制度改革のもとで、九〇年から二〇〇一年までの間に、貿易（輸出・輸入）の世界の GDP に占めるウエイトは、四〇パーセントから六〇パーセント弱に五割ほど上昇し、海外直接投資（FDI）は、九〇年代はじめから二〇〇〇年の間に、GDP 比一パーセント程度から四パーセント超に急伸している。

(3) グローバリゼーションと 国内制度の規制緩和

他方、このようなネオリベラル・グローバリゼーションの展開は、各国内の制度やルールの市場化、規制緩和を“強制”することになった。

ウルグアイ・ラウンドから WTO の設立にいたる過程で、「それまで貿易交渉の対象となつていなかつた知的財産権、投資対策、競争政策（非公開事項）なども貿易交渉の枠内で議論されるようになった。その理由は、これらの方策が国境を越えた財とサービスの自由な流通の障害になつてゐるということであつた。……同じ論理が、国家の政策や規制のさまざまな側面に適用されうる」（*A Fair Globalization*, p.33）というわけである。こうした貿易交渉と国内の制度改革との関連については、日本の場合についていえば、一九八九＝九〇年の日米構造協議がわかりやすい例である。二国間交渉ではあるが、それは、貿易・投資の自由化のために、大店法などの法律規制、系列取引などの取引慣行までが自由な投資の障害として取り上げられ、市場化、自由化を迫つたのである。この二国間交渉におけるアメリカからの圧力は、“グローバリゼーション”というより“アメリカナイゼーション”というべきかもしない。構造協議以降のアメリカの圧力（九四年からの年次改革要望書など）は、九〇年代の“グローバル・スタンダード”論や「構造改革」の議論に大きな影響を与えて

いる。WTO の場を通じた自由化圧力もこれと同様である。

いずれにしても、自由貿易主義が、単なる自由貿易の域を超えて、各國の国内政策や制度の「自由化」にまで拡張したことが注目すべき点である。グローバリゼーションが単純に、あるいは自然成長的に市場の拡大をもたらしたのではなく、二国間、多国間の貿易交渉、WTO、IMF、世銀などの国際機関における意識的な政策をつうじて、自由市場としてのグローバル市場が形成されてきたのである。そして、グローバル市場の自由化は、各国内の政策や制度の自由化を推し進めることにもなつた。日本の「構造改革」と今日の「労働ビッグバン」は、いずれもこうした意識的な市場化の結果にほかならない。

いつたん自由市場として形成されたグローバル市場は、その市場の力そのものによつて、国内制度のさらなる自由化を促進する。わかりやすい例をあげてみよう。『公正なグローバリゼーション』の指摘するところでもあるが、九〇年代以降に、各國の法人税率ははつきりした低下傾向を示している。この法人税率の引下げは、投資や生産拠点の立地がグローバルに自由化されたときに、資本や企業が、法人税の相対的に低い地域に移動する可能性があるということを想定したものである。各國政府は、資本の流出や企業の海外移転を防ぐために、あるいは資本投資を呼び込むために法人税率の引下げを競い

合うということになる。「企業が国を選ぶ時代」というのは、九〇年代半ばに日本でもポピュラーになつた標語であった。また、企業のFDIがすすみ、生産の国際分業（同一企業系列内の国際分業）が進むと、それぞれの製品または中間生産物の生産をどの地域で行なうのがもつとも効率的かという選択が企業によって行なわれるようになる。各国政府は、生産の空洞化・雇用の流出を防ぐために労働コストを含む生産コストを引き下げる施策をとろうとする。雇用や労働のコストを高めているとみなされる制度や法律の改変や規制緩和が帰結するのである。グローバル市場で競争をする企業の国際競争力は、一国の国際競争力と同視されている。

(4) グローバリゼーションの諸結果

問題は、このようなネオリベラル・グローバリゼーションがどのような結果をもたらしているか、という点である。ここでは、「公正なグローバリゼーション」を主な素材にして、主な結果を三つに整理しておくことにする。

このようなグローバリゼーションのもたらしている結果の第一は、世界市場が経済的実力の支配する世界となり、先進国の途上国支配をもたらしていることである。グローバリゼーションは、新古典派的な理論が想定する、すべての関係国の利益の増大ではなく、一方的に先進国に富が集中する結果をうんでいる。『公正なグローバリゼーション』によれば、二〇〇〇年ま

での四〇年間に富裕二〇カ國の一人当たりGDPがほぼ三倍に増加しているのに対し、最貧国二〇カ國のそれは、わずかに一・三倍程度しか伸びていない。貿易制度に関しても、理論どおりの自由貿易主義が実現しているわけではない。WTOのドーサ会議（二〇〇一年）にはじまる「開発ラウンド」は先進国と途上国の中を調整することに失敗し、「途上国に対するフェアで、開発を促進するような貿易制度をつくることができなかつた」（*A Fair Globalization, p.81*）のである。こうした結果は、グローバリゼーションが、純然たる自由な貿易、純然たる自由市場という理論どおりのものになつていいこと、途上国に対する自由貿易主義の強制が、先進国側の保護主義を保存したままに行なわれているというバイアスが存在することを示している。その意味では、新古典派の経済理論やネオ・リベラリズムの市場主義が、実際上は、別の目的によって操作的に利用されているといふことができる。

第二の結果は、金融市场が国際化し、多国籍企業の役割が著しく拡大したことである。これは、一般にグローバリゼーションそのものの内容として理解されていることなのであまり説明は要しないと思われる。こうした資本移動と生産の国際化とはグローバリゼーションの原因であり、結果である。世界市場の（そして各国の）制度やルールが自由化されれば、こうした資本の動きは急速に加速されることになるのである。

ただ、若干注意しておいてよい点をあげておこう。これも『公正なグローバリゼーション』によれば、世界の貿易における多国籍企業の割合は三分の二に達しており、世界の輸出のうち多国籍企業の企業内貿易の占める割合は三分の一にもぼつっている。これは、多国籍企業による「グローバル生産システム」が形成されたことによるが、そうしたグローバル生産システムの成長にもかかわらず、「FDIを規制する多国間ルール」はほとんど発展していない（*A Fair Globalization, p.34*）。また、「金融の開放は、景気変動を調整するためのマクロ経済政策の展開を制約している。金融が開放されている場合に、各国は為替レートと金融政策に関する自主性を放棄せざるを得なくなるからであり、拡張的財政政策の余地は外国の金融機関や投資家によってしばしば著しく制限されるからである」（*Ibid., p.38*）。この最後の点は、おそらくよく知られていることではあるが、重要な点である。日本を含め多くの国で所得税制のフラット化が生じていること、先進国内における所得格差が拡大していることである。『公正なグローバリゼーション』が掲げる資料によれば、八〇年代半ばからの一〇年間に、労働者上位一〇パーセントの所得と下位一〇パーセントの所得との倍率は、アメリカ、イギリス、イタリア、カナダなどで大きく拡大しており、ドイツ、スウェーデンなどでは低下または微増になっている。また、上位一パーセントの高所得層の所得が占める総所

得における割合は、八〇年代半ばから、アメリカ、イギリス、カナダで大きく伸びており（最高のアメリカでは、九九年に一七パーセント程度、フランス、オランダではほとんど変化をしていない（フランスで八パーセント弱、オランダで五パーセント強）。これらのデータからすれば、アングロサクソン諸国、とくにアメリカで所得格差の拡大傾向が大きいことが明らかである。アメリカについて、ポントウソンの近著（Pontousson, *Equality and Efficiency*, 2005）によれば、所得五分位階層の所得上昇率は、一九四七年から七三年の期間には低所得階層のほうが高いが、七三年から二〇〇〇年の期間では、こうした傾向が逆転して高所得階層ほど伸びが高くなっている。後半の期間については、低所得の第一分位が一〇パーセント程度の伸びにとどまっているのに対して、高所得の第五分位は六一・六パーセントの伸びとなっているのである。つまり、前半の時期には、全体として、所得の平準化が進んだのに対して、後半の時期には、所得の不平等化が進んだということができるのである。

この所得格差の拡大については、少し敷衍しておこう。以上のデータは、まず二つのことを示唆している。ひとつは、アメリカについてみられるように、所得格差の拡大傾向は七三年以降に（七三年が適切かどうかはさらに精査する必要はある）はじまっているということである。これは、所得格差の拡大がグローバリゼーション

の時期とほぼ一致することを示唆している。ケインズ主義からネオ・リベラリズムへの政策転換は、所得の平準化傾向から不平等化の傾向への転換と結びついている、とおおまかにはいふことができる。もうひとつの点は、

こうしたグローバリゼーションの時代に生じた所得格差の拡大傾向には、国によってかなり大きな差異がみられるということである。アングロサクソン諸国のように自由市場の役割が大きい国では格差の大きな拡大が生じ、北欧や大陸ヨーロッパのように社会的制度の強固な国では格差の拡大幅は小さい。これは、グローバリゼーション＝市場化が一般に所得格差の拡大をもたらすという仮定をとるとすれば、その影響が国によって異なりうこと、ポントウソンの議論を借りるなら、「自由主義的市場経済」や「社会的市場経済」に類型化しうるような各国の制度や労使関係のあり方がグローバリゼーションの影響度を左右しうるということを意味するのである。ポントウソンの掲げる資料によれば、労働組合の組織率、労働協約の適用率、財政における公的支出の割合は、総じて、上にみた所得格差の拡大傾向の大きさと反比例しているのである。

これは、グローバリゼーションの側からいえば、グローバリゼーションのあり方が制度や政治的決定にかなりの程度依存しているという上述の議論と関連している。制度や政策が自由主義的であればあるほどグローバリゼーションの

負の影響（ここでは所得格差の拡大）は強くあらわれ、反対に所得や雇用に関する適切な制度や政策によってそれは軽減しうるということを、これは意味するからである。

以上に挙げた三つの結果については、様々な反論がありうる。経済学の主流は、今日でも依然として、自由貿易と自由市場が世界の経済発展にとって最適な政策であり、自由な市場のグローバリゼーションは、すべての国とすべての人利益をもたらすはずであるという信念を変えていないであろう。最貧国の問題や先進国の失業などの問題も、政権の未熟さや労働市場の硬直性という自由市場とは別の問題に起因するものであり、これらの問題を解決するなら自由市場のグローバル化がもたらす恩恵がすべての人に行き渡るはずであるという議論はなお強固である。しかし、当初から述べてきたように、今日では、現在のグローバリゼーションに関する懐疑はかなり広がってきてている。そして、ISOの設置した国際委員会が「公正なグローバリゼーション」というオルタナティブを提起するまでに状況は変化してきているのである。

(たばた ひろくに)